

理事会会議資料

(平成30年度第3回)

平成31年1月15日(火)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成30年度第3回神栖市社会福祉協議会理事会次第

日時：平成31年1月15日(火)
午前10時00分～
場所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あいさつ

3. 議長選出

4. 議事

報告第1号 平成30年度(4～11月)事業実施状況及び予算執行状況について

議案第1号 常勤職員就業規則の一部改正(案)について

議案第2号 非常勤職員就業規則の一部改正(案)について

議案第3号 福祉活動基金保有限度額の設定(案)と活用計画の策定(案)について

議案第4号 平成30年度第2回評議員会の招集について

議案第5号 福祉車両の譲渡について

5. 閉会

報告第1号

平成30年度（4～11月）事業実施状況及び予算執行状況について

<提案理由>

平成30年4月から11月の間に実施した各種事業の結果、法人運営の状況、及び収支決算の状況について報告いたします。この報告は、定款第20条第5項に規定する、会長及び常務理事（業務執行理事）の職務状況報告として行うものです。

平成31年 1 月15日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

事業実施状況報告（平成30年4月～11月）

．地域福祉推進システムの構築

1．コミュニティソーシャルワークの実践（自主事業）

（1）日常生活圏域別担当コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置（相談対応件数）

（ ）日常生活圏域別相談件数

日常生活圏域別実績		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	特記事項
相談件数	第 圏域	211	210	239	259	205	233	254	214	1,825	居切～
	第 圏域	83	115	79	119	117	115	144	176	948	奥野谷～
	第 圏域	168	156	182	143	150	149	182	171	1,301	土合～
	上記以外	15	22	25	25	18	18	29	19	171	
計		477	503	525	546	490	515	609	580	4,245	
（前年度）		367	357	392	380	361	371	422	382	3,032	

（ ）相談内容別件数

前年度：前年4月～11月

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
1 緊急生活支援	22	36	32	44	22	10	8	28	202	121
2 生活福祉資金	7	8	24	20	12	7	33	26	137	64
3 行旅人支援	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
4 低額診療	2	8	0	0	0	0	0	0	10	40
5 自立相談支援	26	30	30	37	35	23	42	71	294	195
6 生活相談(他)	3	6	12	8	9	3	4	2	47	31
7 日常生活自立支援	71	69	56	80	78	51	81	78	564	241
8 成年後見	13	21	31	19	15	16	26	22	163	69
9 障害相談	83	79	94	79	72	95	100	81	683	458
10 こころの相談	20	8	12	21	17	4	12	12	106	45
11 発達相談	5	4	0	0	6	0	2	5	22	24
12 ひきこもり	1	2	1	2	9	4	8	3	30	2
13 高齢者	52	52	55	33	49	40	56	55	392	329
14 貸出事業	1	1	2	0	2	1	1	0	8	14
15 福祉教育	3	10	15	41	21	14	22	5	131	149
16 ボランティア	34	48	32	31	47	54	35	26	307	275
17 ファミリーサポート	91	83	95	90	55	82	109	123	728	589
18 ういるかみず	42	37	34	39	39	50	59	41	341	305
19 苦情	0	0	0	2	0	4	0	0	6	0
20 その他	1	1	0	0	1	57	11	2	73	80
計	477	503	525	546	490	515	609	580	4,245	3,032
（前年度）	367	357	392	380	361	371	422	382	3,032	

（2）課題発見機能の充実（地区民生委員との連携）

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
民協定例会へ参加									9回
同行訪問、情報共有	7	10	10	6	3	2	4	5	47
（前年度）	8	10	13	5	17	2	2	5	62

2. 新たなサービスを開発する仕組みづくり（自主事業）

(1) 地域福祉ネットワーク会議の開催、地域福祉推進会議の設置検討

前年度：前年4月～11月

会議の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
ケース会議(社協主催)				1					1	7
ケース会議(他機関主催)			1	2					3	8
連携会議(他機関主催)	1	3	3	5	1	3	3	1	20	17
市の政策レベルの会議		1	1	2	1				5	8
計	1	4	5	10	2	3	3	1	29	40
(前年度)	3	3	7	5	5	3	6	8	40	

(2) 地域ネットワーク勉強会の充実

開催日	内 容	参加者
4月19日	「事例から学ぶ 自閉症スペクトラム障害の理解と支援」	77名
5月29日	「知っておきたい！障害年金の受給要件と手続き」	37名
6月14日	「子どもの発達段階と発達が気になる子の理解」 【子育てサポーター養成基礎研修と合同開催】	38名
7月23日	「脳血管障害やけが等による《高次脳機能障害》 障害の特性と支援センターの取り組みについて」	30名
8月20日	「引きこもり ～本人へのかかわり方と家族にできること～」	23名
9月26日	「保健所のひきこもり相談・家族教室の取り組みについて」	33名
10月25日	「市内の身近なひきこもり相談窓口と取り組みについて」	30名
11月30日	～地元弁護士が分かりやすく解説～ 「成年後見制度を利用して安心できること」	26名

3. 専門相談事業

(1) 障害者地域生活支援センターの運営（受託事業。受託金額6,000,000円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
相談件数	76	72	86	75	65	90	91	75	630	534
障害支援区分認定調査	6	5	5	5	5	5	5	5	41	52

前年度：前年4月～11月

(2) こころの相談室（自主事業。随時対応）

相談経路	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
電 話	6	3	7	9	8		7	7	47	23
訪 問	3	1		3	3	3	2	2	17	76
面 接	9	2	5	7	6	1		1	31	23
移動相談室(波崎東部)	2	1		1			3	2	9	0
その他		1		1					2	0
計	20	8	12	21	17	4	12	12	106	122
(前年度)	19	17	19	15	16	15	10	11	122	

(3) ことばと発達の相談室 (自主事業。年間48日開設予定)

相談事業の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
相談件数	15	12	20	16	20	16	14	17	130
(前年度)	19	11	16	15	15	20	15	12	123

(4) 高齢者相談センターの運営 (受託事業。受託予定金額3,308,000円)

相談事業の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
相談件数	52	52	55	33	49	40	56	55	392
(前年度)	44	35	45	39	36	36	35	30	300

(5) 生活困窮者自立支援事業の運営 (受託事業。受託金額12,102,000円)

相談事業の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
相談件数	9	11	18	12	8	8	12	13	91	73
支援プラン作成件数	0	1	1	2	0	0	0	2	6	7
支援活動件数	26	30	30	37	35	23	42	71	294	166

前年度:前年4月～11月

4. 職員派遣による相談支援・問題解決機能の強化(労働者派遣事業)

- (1) 精神保健福祉士・社会福祉士の派遣(神栖市障がい福祉課) 1名派遣
- (2) 精神保健福祉士・社会福祉士の派遣(神栖市社会福祉課) 1名派遣
- (3) 生活支援コーディネーターの派遣(神栖市地域包括支援課) 1名派遣
- (4) 家庭児童相談専門員の派遣(新規。神栖市こども福祉課) 1名派遣

. 市民との協働による新たな地域づくり

1. コミュニティ活動の積極的支援

(1) サロン活動立ち上げ支援の積極的展開 (自主事業)

- ・高齢者サロン(30.11.30時点) 14ヶ所 (前年同時期 15ヶ所)
- ・子育てサロン(30.11.30時点) 2ヶ所 (前年同時期 2ヶ所)

(2) 災害時を想定した繋がりづくり

- ・神栖市防災アリーナ避難所運営マニュアル作成に係る打合せに出席(5月、8月)
- ・平成30年度茨城県・鹿嶋市総合防災訓練に参加(8月)
- ・平成30年7月豪雨災害による災害ボランティアセンター運営支援
(茨城県社協を通じて派遣要請を受け、広島県呉市へ職員1名派遣。8/30～9/5)
- ・災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの見直し(実施中。下期完了予定)

(3) 福祉教育出前講座の推進 (共同募金配分事業)

開催日	実施団体名 (学年)	講座の内容
5月11日	波崎小学校 3年	車いす、アイマスク体験
6月12日	大野原西小学校 4年	福祉の講話
6月13日	波崎西小学校 5年	高齢者疑似体験
6月14日	やたべ土合小学校 4年	車いす、アイマスク体験
6月14日	大野原西小学校 4年	手話体験
6月19日	やたべ土合小学校 4年	高齢者疑似体験
6月20日	波崎西小学校 5年	車いす、アイマスク体験
6月25日	大野原小学校 6年	福祉の講話
7月5日	大野原小学校 6年	高齢者疑似体験
7月6日	大野原小学校 6年	手話体験
7月11日	大野原西小学校 3年	高齢者(地域のシニアクラブ)との交流(昔遊び)
7月18日	太田小学校 4年	高齢者疑似体験(神栖市地域包括支援センターと合同)
9月19日	軽野小学校 4年	高齢者疑似体験(神栖市地域包括支援センターと合同)
9月21日	横瀬小学校 5年	高齢者疑似体験(神栖市地域包括支援センターと合同)
9月26日	軽野小学校 4年	福祉の講話
9月28日	波崎二中 1年	車いす、アイマスク、高齢者疑似体験
10月5日	深芝小学校 5年	福祉の講話
10月16日	横瀬小学校 5年	福祉の講話
10月19日	横瀬小学校 5年	車いす、アイマスク体験
10月22日	深芝小学校 5年	高齢者疑似体験
10月23日	大野原西小学校 4年	車いす、アイマスク体験
10月23日	須田小学校 4年	車いす、アイマスク体験
10月31日	神栖一中 1年	車いす体験
11月19日	神栖三中 1年	高齢者疑似体験(神栖市地域包括支援センターと合同)

※前年同時期：15回実施

(4) 当事者グループ活動の側面支援 (自主活動)

- (i) 介護者の会「わかば」活動支援
- (ii) 「高次脳機能障害を考える会」活動支援
- (iii) <新> 鹿島特別支援支援学校PTA及び卒業生保護者の交流会「ふたばの会」支援

2. 市民参加によるたすけあい活動の推進

(1) 様々な活動主体がつながりあえる仕組みづくり

- (i) 交流サロン利用、ボランティア登録(自主事業)

※前年度：前年4月～11月

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
交流サロンの利用	179	173	160	150	114	126	120	126	1,148	1,111
ボランティア登録	1,474	103	105	35	4	1	2	1	1,725	1,701
ボランティア保険加入	983	51	89	34	4	1	2	1	1,165	1,191

(ii) ボランティア相談

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
1 ボランティア活動	15	13	7	5	5	3	8	5	61	123
2 ボランティア依頼	8	15	12	16	23	8	15	10	107	
3 ボランティア保険		3	4						7	5
4 交流サロン									0	1
5 福祉活動基金等助成		1							1	0
6 善意銀行	5	10		6	14	36	6	2	79	52
7 災害時対応		2		1	2				5	0
8 広報啓発	5	2	1			3			11	22
9 ボランティア講座・交流			4	2	2	3	4	3	18	11
10 ういるかみす	42	37	34	39	39	50	59	41	341	305
11 ファミリーサポートセンタ	91	83	95	90	55	82	109	123	728	546
12 地区別・目的別サロン	1	2	4	1	1		1	4	14	15
13 福祉団体							1	2	3	24
14 その他						1			1	65
計	167	168	161	160	141	186	203	190	1,376	1,169
(前年度)	165	134	151	137	120	144	157	161	1,169	

(2) 各種講座の開催を通じた新たな人材の開拓

(i) 輝くための男の講座（茨城県ボランティア基金助成事業）

- ・ 期 間：平成30年10月3日～10月29日（全4日）
- ・ 参加者：5名（定年期を迎える60歳代以上の男性）
- ・ 内 容：そば打ち、網戸の張り替え、庭木の剪定、ボランティア活動の紹介、参加者交流

(3) 住民参加により福祉課題を直接解決するための基盤強化

(i) 住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」の運営（自主事業）

平成30年11月末時点 利用会員 45名 協力会員 28名 ※前年度：前年4月～11月

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
利用件数	50	42	47	68	49	50	60	68	434	519
利用時間（1時間700円）	71.0	66.0	73.0	101.0	77.0	82.5	113.0	115.5	699.0	793.5

(ii) ファミリーサポートセンターの運営（受託事業。受託金額 4,122,000円）

平成30年11月末時点 利用会員 776名 子育てサポーター 240名 ※前年度：前年4月～11月

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
利用件数	149	129	179	153	109	131	174	187	1,211	1,312
利用時間（1時間650円）	283.5	226.5	310.0	270.0	272.5	237.0	330.0	367.5	2297.0	2294.0

(4) 高校生の進路アシストカレッジの開催（7年目）（共同募金配分事業）

- ・ 期 間：平成30年7月23日～8月10日（全6日間）
- ・ 参加者：20名（高校1年生1名・高校2年生4名・高校3年生15名）
- ・ 内 容：講義及び市内医療機関、福祉施設等での体験実習

(5) 市民活動を応援するための助成(福祉活動基金)

- ・ボランティアグループ助成(1グループ5万円限度。1団体申請。助成総額50,000円)
- ・ボランティア協力校助成(1校5万円限度。15校申請。助成総額750,000円)
- ・当事者グループ助成(1グループ2万円を限度。申請なし)
- ・活動資機材整備費助成(1グループ5万円を限度。申請なし)

(6) 神栖市社協会長顕彰の実施(自主事業)

「福祉感謝会」として平成31年2月16日(土)実施予定

・必要とされるサービスの提供と利用支援

1. 法人後見機能の発揮と権利擁護活動の充実(福祉後見サポートセンターかみすの運営)

(1) 法人後見受任、成年後見制度利用支援相談(申立支援)(自主事業)

- ・事業受任状況 11月末現在5名受任中(後見4名、保佐1名)
- ・相談対応、後見人業務

※前年度：前年4月～11月

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
相談件数	1	0	1	0	1	1	3	1	8	9
受任活動件数	11	19	27	18	13	15	16	20	139	52
専門員活動件数	13	21	31	19	14	16	26	21	161	73
ケアカンファレンス	1	1	2	0	0	0	1	0	5	2

(2) 成年後見制度法人後見支援業務(受託事業。受託金額370,000円)

- ・成年後見制度法人後見支援事業
- ・成年後見制度普及啓発事業

(3) 日常生活自立支援事業の運営(茨城県社協受託事業。受託金額1,218,000円)

- ・事業契約状況 11月末現在契約者20名
- ・相談対応、自立支援専門員業務

※前年度：前年4月～11月

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
相談件数	7	1	1	5	6	1	1	3	25	22
専門員活動件数	64	61	46	68	69	41	72	69	490	259
ケアカンファレンス	2	2	0	1	2	1	4	2	14	10

2. 精神障害者の地域生活支援の充実

(1) 精神保健デイケア事業の運営(自主事業、市より一部受託。受託金額3,200,000円)

(i) 神栖地区「青空」(毎週水曜日・木曜日・金曜日)

※前年度：前年4月～11月

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
開催回数	12	12	13	11	15	12	14	14	103	66
延べ利用人数	93	99	99	79	89	68	95	87	709	551

(ii) 波崎地区「ほのぼの」(毎週火曜日)

※前年度：前年4月～11月

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
開催回数	4	5	4	5	4	4	5	4	35	70
延べ利用人数	3	3	4	4	1	4	3	4	26	46

3. 知的障害児者・発達障害児支援の充実

(1) 発達障害児支援にかかわる機関間連携の充実 (自主活動)

- ・市教育委員会主催 神栖市特別支援教育連携協議会に出席(4月、7月、10月)
- ・県立鹿島特別支援学校主催 各市関係機関との連絡会に出席(6月)
- ・発達障害児療育者研修修了生を対象としたスキルアップ研修(1月実施予定)

(2) 知的障害への理解を深める活動の展開 (自主活動)

- ・鹿島特別支援学校PTA波崎支部との情報交換会(6月)
- ・鹿島特別支援学校PTA波崎支部との合同企画「夏の交流会」(7月)

4. 生活福祉活動

※前年度：前年4月～11月

活動の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
生活福祉資金の貸付申請	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
低額診療制度の申請	1	3	0	0	0	0	0	0	4	17
行旅人支援	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
緊急生活支援事業の実施	5	13	10	12	6	2	1	8	57	43

5. 福祉サービス

(1) 貸出事業の実施

※前年度：前年4月～11月

貸出用備品・資産	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
介護機器	12	16	15	19	11	13	20	13	119	130
福祉車両(9月末で終了)	6	9	6	10	9	5	-	-	45	63
福祉車両レンタカー料助成	-	-	-	-	-	-	3	5	8	-

※福祉車両貸出事業は平成30年9月をもって終了し、10月からレンタカー利用料の一部助成方式に変更しています。

(2) 一人暮らし高齢者交流事業 (自主事業)

- ・むつみ荘を会場として会食会を実施

6月27日(水) はさき東部・西部地区	29名参加。協力ボランティア2団体、個人2名
6月28日(木) かみす東部・西部地区	39名参加。協力ボランティア2団体
6月29日(金) はさき矢田部・若松地区	45名参加。協力ボランティア2団体、個人2名

(3) 計画相談事業所(障害者総合支援法)の運営 (自主事業。介護報酬予算 2,035,000 円)

実施件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	介護報酬等
サービス計画作成	14	4	0	4	2	3	9	7	43	692,730
モニタリング実施	10	3	7	3	8	23	9	1	64	881,390
計	24	7	7	7	10	26	18	8	107	1,574,120
前年度	22	7	16	11	8	28	19	11	122	1,739,670

(4) ホームヘルプサービスの運営 (自主事業。介護報酬・受託金予算 7,719,000 円)

提供件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	介護報酬等
介護保険	86	93	85	84	86	78	88	85	685	2,296,054
障害者総合支援	103	109	104	108	113	102	110	115	864	3,285,963
軽度生活援助(市受託)	4	3	3	4	4	3	5	4	30	66,900
養育支援訪問(市受託)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	193	205	192	196	203	183	203	204	1,579	5,648,917
前年度	200	218	212	204	216	191	197	207	1,645	5,979,484

○事業所閉鎖に向けた取り組み

- ・市及び居宅介護支援事業所、障害福祉サービス計画相談事業所への周知(10月17日完了)
- ・利用者(9月末時点で23名)へのお知らせ(10月31日完了)
- ・後任事業所への移行、引き継ぎ(12月末時点で6名が移行完了。1月中に5名以降予定)

(5) デイサービスの運営(障害者総合支援法。指定管理事業5年目/5年間)

- ・営業日:月曜～土曜(12/31、01/01除く。放課後等デイは特別支援学校休業日のみ)
- ・利用定員:20名(/日。うち放課後等デイは5名まで) (介護報酬予算 41,854,000 円)

延べ利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	介護報酬等
生活介護事業	181	195	187	199	191	189	202	178	1,522	22,302,026
基準該当放課後等デイ	11	5	9	13	38	8	8	12	104	657,276
計	192	200	196	212	229	197	210	190	1,626	22,959,302
前年度	225	219	210	227	266	233	208	220	1,808	26,628,673

※平均利用者数:7.8人/日

○次期指定管理団体への引き継ぎ

- ・指定管理団体は(有)ミナト交通が選定。31年1月から具体的な引継業務を開始

(6) 福祉作業所の運営(障害者総合支援法。指定管理事業5年目/5年間)

- ・営業日:月曜～金曜(祝日、12/29～01/03除く)
- ・利用定員:30名(/日。生活介護10名、就労継続20人) (介護報酬予算 32,305,000 円)

延べ利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	介護報酬等
生活介護事業	159	163	154	170	163	138	168	165	1,280	10,188,647
就労継続支援B型	260	261	263	270	271	232	281	267	2,105	12,227,728
計	419	424	417	440	434	370	449	432	3,385	22,416,375
前年度	441	451	462	419	454	411	399	418	3,455	23,623,946

※平均利用者数:20.4人/日

○次期指定管理団体への引き継ぎ

- ・指定管理団体は(有)ミナト交通が選定。31年1月から具体的な引継業務を開始

法人運営

1. 会議等の開催

開催日	会議名・内容	出席者
5月22日	監事による監査（監事の現員数2名） ・平成29年度業務執行状況及び財産の状況に関する監査	監事 2名 理事 1名
6月1日	第1回理事会（理事の現員数18名） ・補欠評議員の選任候補者推薦（決議） ・平成29年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認（決議） ・平成30年度定時評議員会の招集（決議） ・神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ、神栖市福祉作業所きぼうの家にかかる第4期指定管理事業者への応募について（決議）	理事 15名 監事 2名
6月1日	評議員選任委員会（委員現員数5名） ・補欠評議員の選任（2名選任）	委員 5名
6月20日	第1回福祉活動基金管理運営委員会（委員現員数7名） ・平成29年度助成実績報告 ・平成30年度ボランティア協力校助成審査（第1次応募11校） ・平成30年度福祉活動基金の運用基準（案）について	委員 5名
6月28日	定時評議員会（評議員の現員数40名） ・補欠役員の選任（理事2名選任決議） ・平成29年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認（決議）	評議員 24名 理事 2名 監事 1名
7月3日	福祉後見サポートセンターかみす運営委員会（委員現員数6名） ・正副委員長の互選 ・福祉後見サポートセンターかみす運営の現状について	委員 6名
7月4日	ボランティアセンター運営委員会（委員現員数10名） ・正副委員長の互選 ・平成29年度ボランティアセンター事業報告について ・平成30年度ボランティアセンター事業計画について	委員 7名
8月8日	第2回福祉活動基金管理運営委員会（委員現員数7名） ・平成30年度ボランティア協力校助成審査（第2次応募4校） ・平成30年度ボランティアグループ助成審査（1団体）	委員 7名 （書面審議）
9月5日	第2回理事会（理事の現員数18名） ・平成30年度上期（4～7月）事業実施状況及び予算執行状況（報告） ・経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）実施2年次の進捗状況（報告） ・ホームヘルプサービス事業の今後のあり方について（決議） ・福祉車輛貸出事業の運営形態変更について（決議）	理事 16名 監事 2名

2. 事務局職員の人事

(1) 新規採用

- ・採用方法 福祉の国家資格を持つ者（今年度取得予定の者を含む）を公募し、試験選考（筆記試験及び面接試験）を実施（募集人員：2名。応募者3名）
- ・試験実施 第1次試験 9月2日（日） 教養試験、論文試験、一般性格診断検査
第2次試験 10月21日（日） 面接試験（プレゼンテーション面接、個別面接）
- ・結果 第1次試験 3名受験。3名合格（うち1名は2次試験を辞退）
第2次試験 2名受験。採点の結果、合格基準に達した者がいなかったため採用に至らず。
新規採用については再度募集・試験を実施（平成31年3月中旬応募開始予定）
（平成31年3月中旬から応募開始とする計画で準備中）

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 平成30年度収支状況

自：平成30年4月1日 至：平成30年11月30日

事業区分・拠点区分(サービス区分)	30年度予算	収 支 状 況			備考
		収 入	支 出	翌月繰越	
社会福祉事業区分	236,523,000	184,022,200	140,091,409	43,930,791	
社協自主事業	110,474,000	98,102,111	67,130,867	30,971,244	
地域福祉推進事業	102,857,000	90,799,426	62,173,051	28,626,375	
精神保健福祉支援事業	6,046,000	5,787,713	4,346,876	1,440,837	
成年後見制度に関する事業	1,571,000	1,514,972	610,940	904,032	
受託事業	30,572,000	24,781,472	18,285,858	6,495,614	
日常生活自立支援事業	1,487,000	1,335,302	749,667	585,635	
精神障害者デイケア事業	3,293,000	3,226,050	1,454,955	1,771,095	
ファミリーサポートセンター	4,122,000	3,091,500	2,705,056	386,444	
高齢者相談事業	3,308,000	1,875,000	2,020,196	△ 145,196	※1
障害者相談支援事業	6,260,000	6,177,120	3,741,047	2,436,073	
生活困窮者自立支援事業	12,102,000	9,076,500	7,614,937	1,461,563	
障害者計画相談事業	2,035,000	1,948,848	1,147,287	801,561	※2
ホームヘルプサービス事業	8,118,000	5,816,430	5,538,622	277,808	※2
介護保険	3,312,000	2,303,435	2,193,893	109,542	
障害者総合支援	4,598,000	3,439,686	3,275,873	163,813	
軽度生活援助	153,000	68,589	65,313	3,276	
養育支援訪問事業	55,000	4,720	3,543	1,177	
障害者デイサービス事業	41,856,000	23,099,748	23,696,698	△ 596,950	※2
福祉作業所事業	34,003,000	23,613,326	19,282,681	4,330,645	※2
基金積立事業	2,617,000	2,956,862	1,509,396	1,447,466	
職員退職手当積立事業	6,848,000	3,703,403	3,500,000	203,403	
公益事業区分	33,840,000	25,301,317	20,458,269	4,843,048	
福祉用具貸与事業	650,000	409,567	0	409,567	
労働者派遣事業	33,190,000	24,891,750	20,458,269	4,433,481	
法人全体	270,363,000	209,323,517	160,549,678	48,773,839	

※1 受託金(加算額)入金予定 平成31年4月

※2 11月末時点の未収金(介護報酬等)を含む

資金収支計算書

自 平成30年04月01日 至 平成30年11月30日

法人名：社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

事業：法人全体

(単位：円)

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 > 会費収入	16,674,000	14,623,000	2,051,000	
寄附金収入	4,451,000	1,505,819	2,945,181	
経常経費補助金収入	76,000,000	72,229,492	3,770,508	
受託金収入	30,937,000	24,883,420	6,053,580	
事業収入	36,750,000	26,763,893	9,986,107	
介護保険事業収入	3,201,000	2,296,054	904,946	
就労支援事業収入	1,676,000	766,705	909,295	
障害福祉サービス等事業収入	80,510,000	50,217,774	30,292,226	
受取利息配当金収入	81,000	39,301	41,699	
その他の収入	846,000	471,827	374,173	
事業活動収入計(1)	251,126,000	193,797,285	57,328,715	執行率 77%
< 支出 > 人件費支出	211,374,000	133,087,646	78,286,354	
事業費支出	18,687,000	11,447,775	7,239,225	
事務費支出	18,224,000	11,279,101	6,944,899	
就労支援事業支出	1,685,000	638,440	1,046,560	
受託事業等支出	168,000	6,500	161,500	
共同募金配分金事業費	160,000	23,116	136,884	
助成金支出	1,746,000	941,100	804,900	
事業活動支出計(2)	252,044,000	157,423,678	94,620,322	執行率 62%
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 918,000	36,373,607	△ 37,291,607	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 > 固定資産売却収入	2,000	0	2,000	
施設整備等収入計(4)	2,000	0	2,000	
< 支出 > 施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	2,000	0	2,000	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 > 基金積立資産取崩収入	2,000,000	2,000,000	0	
積立資産取崩収入	2,000,000	500,000	1,500,000	
事業区分間繰入金収入	2,448,000	730,000	1,718,000	
拠点区分間繰入金収入	8,742,000	2,396,000	6,346,000	
その他の活動収入計(7)	15,190,000	5,626,000	9,564,000	執行率 37%
< 支出 > 基金積立資産支出	1,000	0	1,000	
事業区分間繰入金支出	2,448,000	730,000	1,718,000	
拠点区分間繰入金支出	8,742,000	2,396,000	6,346,000	
その他の活動支出計(8)	11,191,000	3,126,000	8,065,000	執行率 28%
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	3,999,000	2,500,000	1,499,000	
予備費支出(10)	7,128,000	0	7,128,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 4,045,000	38,873,607	△ 42,918,607	
前期末支払資金残高(12)	4,045,000	9,900,232	△ 5,855,232	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	48,773,839	△ 48,773,839	

議案第1号

常勤職員就業規則の一部改正(案)について

<提案理由>

本会が運営するデイサービス、福祉作業所、ホームヘルプサービスに従事する常勤職員14名(平均勤続期間:14年6月)については、指定管理期間の満了と指定管理者の交替、事業所閉鎖等の理由により、平成31年3月末をもって労働契約を終了します。

契約終了(退職)となる常勤職員には、勤続年数に応じ退職手当が支給されますが、今回の契約終了は事業所(社協)側の事情によるものであり、これまでの勤続年数と事業への貢献を報償し、かつ契約終了まで意欲を持って勤務できるように、退職手当の支給要件緩和と支給率の割増について、別添(案)のとおり改正を図るものです。

なお、3月末で契約を満了することについて、当該職員には、本年度の労働契約締結時にその可能性があることを伝え、その後も指定管理者選定や理事会での協議内容などを含め随時周知しており、本件についても決議内容を速やかに周知する予定です。また今回の改正案は、職員間の公平性を確保するため、上記3事業に従事しない職員1名も含め、全ての常勤職員に対し適用する内容としています。

ご審議の上決議願います。

平成31年 1 月15日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

平成31年 1 月15日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成30年度 第3回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会常勤職員就業規則(改正案)

平成 17 年 4 月 1 日

神社協規則第 2 号

(職員の賃金)

第 24 条 職員の賃金は次の通りとし、金額は別表 2 の通りとする。

(7) 退職手当

勤続 5 年以上の職員が退職したときは、別表 6 の定めにもとづき退職金を支給する。

付 則

- 1 この規則は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規則は平成 17 年 8 月 1 日より施行する。(改訂則第 2 号)
- 3 この規則は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。(改訂則第 4 号)
- 4 この規則は平成 18 年 11 月 28 日より施行する。(改訂則第 5 号)
- 5 この規則は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。(改訂則第 7 号)
- 6 この規則は平成 19 年 12 月 20 日より施行する。(改訂則第 8 号)
- 7 この規則は平成 20 年 12 月 19 日より施行する。(改訂則第 10 号)
- 8 この規則は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。(改訂則第 12 号)
- 9 この規則は平成 21 年 8 月 25 日より施行する。(改訂則第 13 号)
- 10 この規則は平成 22 年 9 月 1 日より施行する。(改訂則第 16 号)
- 11 この規則は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。(改訂則第 18 号)
- 12 この規則は平成 26 年 4 月 1 日より適用する。(改訂則第 21 号)
- 13 この規則は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。(改訂則第 23 号)
- 14 この規則は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。(改訂則第 25 号)

15 (改訂則第 27 号)

(1) この規則は理事会の議決を得た日から施行し、平成 31 年 2 月 1 日から適用する。

(2) 平成 31 年 3 月 31 日をもって労働契約を満了する常勤職員で、契約満了日まで勤務を継続した者については、別表 6 (第 24 条関係) 第 1 号に定める退職手当の支給方法を次のとおり変更して支給する。

退職手当の額は、常勤職員として勤続した年数に応じて、下記に定める額を上限とする。

通算勤続年数	退職金の額(上限)
1 年以上	退職時の本給月額 × 0.2

以降、常勤職員勤続年数 1 年ごとに 0.2 を加算する。

上記の額に、割増率 20% を乗じた額 (10 円未満の端数は四捨五入) とする。

(2) に該当する常勤職員のうち、常勤職員勤続期間が 5 年以下で、かつ過去に非常勤職員勤続期間が 10 年以上の者には、次の計算方法により算出した金額を加算して支給する。

10,000 円 × 非常勤職員勤続年数

本規則適用日の時点においてホームヘルプサービス事業に従事する常勤職員については、当該事業が終了することを鑑み、契約満了日までの勤務継続にかかわらず上記の方法で退職手当を支給する。

別表 6 (第24条関係)

常勤職員の退職手当

1 退職手当の額は、常勤職員として勤続した年数に応じて、下記に定める額を上限とする。

通算勤続年数	退職金の額 (上限)
5年以上10年未満	退職時の本給月額 × 1.0
10年以上15年未満	退職時の本給月額 × 2.0
15年以上20年未満	退職時の本給月額 × 3.0
20年以上25年未満	退職時の本給月額 × 4.0
25年以上	退職時の本給月額 × 5.0

2 退職手当は、支給事由の生じた日から3カ月以内に、退職した職員（死亡した場合はその遺族）に支給する。

3 勤続年数は、本会常勤職員として勤務した期間を通算する。

- ・育児休業、介護休業を取得した期間は、その期間の2分の1を勤続年数に通算する。
- ・私傷病により療養、休職した期間は通算しない。
- ・通算期間に1年未満の端数がある場合は、10月未満は切り捨て、10月以上はこれを1年とする。

4 次の各号に該当するときは、退職金の全部または一部を支給しないことがある。なお、すでに退職金が支給されている場合には、その全額または一部の返還を求めることができる。

- (1) 第28条第6号または第7号に該当する退職の場合
- (2) 第30条にもとづく自己都合退職手続がされない場合
- (3) 第43条(6)により懲戒解雇された場合
- (4) 勤務に忠実でなく、または不正の行為により退職した場合
- (5) 在職中の行為に、懲戒解雇に相当する行為が発見された場合

5 退職手当の支給にあたっては、下記に定める月額掛け金額により（中小企業退職金共済等に加入し）運用する。

- ・月額掛け金額：毎年4月1日現在の本給月額に2/100を乗じた額を月額掛け金とする。
ただし、各職員ごとに10円未満の端数は四捨五入する。

<参考>

常勤職員就業規則別表6第1号関係

(1) 常勤職員退職手当の額について、現行就業規則と改正案の比較

通算勤続年数	現 行	改 正 案
1 年未満		
1 年以上 2 年未満		退職時の本給月額 × 0.2 × 割増 20%
2 年以上 3 年未満		退職時の本給月額 × 0.4 × 割増 20%
3 年以上 4 年未満		退職時の本給月額 × 0.6 × 割増 20%
4 年以上 5 年未満		退職時の本給月額 × 0.8 × 割増 20%
5 年以上 6 年未満	退職時の本給月額 × 1.0	退職時の本給月額 × 1.0 × 割増 20%
6 年以上 7 年未満	退職時の本給月額 × 1.0	退職時の本給月額 × 1.2 × 割増 20%
7 年以上 8 年未満	退職時の本給月額 × 1.0	退職時の本給月額 × 1.4 × 割増 20%
8 年以上 9 年未満	退職時の本給月額 × 1.0	退職時の本給月額 × 1.6 × 割増 20%
9 年以上 10 年未満	退職時の本給月額 × 1.0	退職時の本給月額 × 1.8 × 割増 20%
10 年以上 11 年未満	退職時の本給月額 × 2.0	退職時の本給月額 × 2.0 × 割増 20%
11 年以上 12 年未満	退職時の本給月額 × 2.0	退職時の本給月額 × 2.2 × 割増 20%
12 年以上 13 年未満	退職時の本給月額 × 2.0	退職時の本給月額 × 2.4 × 割増 20%
13 年以上 14 年未満	退職時の本給月額 × 2.0	退職時の本給月額 × 2.6 × 割増 20%
14 年以上 15 年未満	退職時の本給月額 × 2.0	退職時の本給月額 × 2.8 × 割増 20%
15 年以上 16 年未満	退職時の本給月額 × 3.0	退職時の本給月額 × 3.0 × 割増 20%
16 年以上 17 年未満	退職時の本給月額 × 3.0	退職時の本給月額 × 3.2 × 割増 20%
17 年以上 18 年未満	退職時の本給月額 × 3.0	退職時の本給月額 × 3.4 × 割増 20%
18 年以上 19 年未満	退職時の本給月額 × 3.0	退職時の本給月額 × 3.6 × 割増 20%
19 年以上 20 年未満	退職時の本給月額 × 3.0	退職時の本給月額 × 3.8 × 割増 20%
20 年以上 21 年未満	退職時の本給月額 × 4.0	退職時の本給月額 × 4.0 × 割増 20%
21 年以上 22 年未満	退職時の本給月額 × 4.0	退職時の本給月額 × 4.2 × 割増 20%
22 年以上 23 年未満	退職時の本給月額 × 4.0	退職時の本給月額 × 4.4 × 割増 20%
23 年以上 24 年未満	退職時の本給月額 × 4.0	退職時の本給月額 × 4.6 × 割増 20%
24 年以上 25 年未満	退職時の本給月額 × 4.0	退職時の本給月額 × 4.8 × 割増 20%
25 年以上	退職時の本給月額 × 5.0	退職時の本給月額 × 5.0 × 割増 20%

(2) 退職手当の計算例

- ① 勤続4年、退職時の本給月額 164,200 円の場合
 現行 → 0 円、 改正案 → 157,630 円
- ② 勤続10年、退職時の本給月額 198,500 円の場合
 現行 → 397,000 円、 改正案 → 476,400 円
- ③ 勤続14年、退職時の本給月額 198,500 円の場合
 現行 → 397,000 円、 改正案 → 666,960 円

議案第2号

非常勤職員就業規則の一部改正(案)について

<提案理由>

本会が運営するデイサービス、福祉作業所、ホームヘルプサービスに従事する非常勤職員15名(平均勤続期間:10年2月)については、指定管理期間の満了と指定管理者の交替、事業所閉鎖等の理由により、平成31年3月末をもって労働契約を終了します。

現行の非常勤職員就業規則には、契約終了(退職)となる非常勤職員に対する退職手当等の規定はありませんが、今回の契約終了は事業所(社協)側の事情によるものであり、これまでの勤続年数と事業への貢献を報償し、かつ契約終了まで意欲を持って勤務できるよう、各職員の勤続年数に応じた功労金の支給について、別添(案)のとおり改正を図るものです。

なお、3月末で契約を満了することについて、当該職員には、本年度の労働契約締結時にその可能性があることを伝え、その後も指定管理者選定や理事会での協議内容などを含め随時周知しており、本件についても決議内容を速やかに周知する予定です。また今回の改正案は、職員間の公平性を確保するため、上記3事業に従事しない職員3名も含め、全ての非常勤職員に対し適用する内容としています。

ご審議の上決議願います。

平成31年 1 月15日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

平成31年 1 月15日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成30年度 第3回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 非常勤職員就業規則(改正案)

平成 17 年 4 月 1 日
神 社 協 規 則 第 1 号

付 則

- 1 この規則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は平成 17 年 8 月 1 日から施行する。(改訂則第 1 号)
- 3 この規則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(改訂則第 3 号)
- 4 この規則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(改訂則第 6 号)
- 5 この規則は平成 19 年 12 月 20 日から施行する。(改訂則第 9 号)
- 6 この規則は平成 20 年 12 月 19 日から施行する。(改訂則第 11 号)
- 7 この規則は平成 21 年 8 月 25 日から施行する。(改訂則第 14 号)
- 8 この規則は理事会の議決を得た日から施行し、平成 21 年 8 月 11 日から適用する。(改訂則第 15 号)
- 9 この規則は平成 22 年 9 月 1 日から適用する。(改訂則第 17 号)
- 10 この規則は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。(改訂則第 22 号)
- 11 この規則は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。(改訂則第 24 号)
- 12 この規則は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。(改訂則第 26 号)
- 13 (改訂則第 28 号)
 - (1) この規則は理事会の議決を得た日から施行し、平成 31 年 2 月 1 日から適用する。
 - (2) 平成 31 年 3 月 31 日をもって労働契約を満了する非常勤職員で、勤続期間が 1 年以上かつ契約満了日まで勤務を継続した者に対し、次の計算方法により功労金を支給する。

功労金の金額 $10,000 \text{円} \times \text{勤続年数}$

通算期間に 1 年未満の端数がある場合は、10 月未満は切り捨て、10 月以上はこれを 1 年とする。

過去に常勤職員退職手当が支給され継続雇用となった職員の勤続年数は、継続雇用開始の日から起算する。

本規則適用日の時点においてホームヘルプサービス事業に従事する非常勤職員については、当該事業が終了することを鑑み、契約満了日までの勤務継続にかかわらず功労金を支給する。

議案第3号

福祉活動基金保有限度額の設定(案)と活用計画の策定(案)について

<提案理由>

平成28年11月に策定した「経営改善計画策定指針に基づく行動計画（神栖市社協発展・強化計画。計画期間：平成29～31年度）」において、本会が保有する福祉活動基金については、新規事業等に必要な基本的財源としてその原資を有効に活用していくとともに、今日の社会情勢や現行の財政規模に見合った保有(限度)額を新たに設定し、それを超える額については計画的に処分して各年次の活動財源に充てることで、神栖市への助成金申請額の圧縮に努めることを目標とし、具体的実施項目として「保有限度額の設定と活用計画の策定」を掲げておりました。

原資の有効活用については、既に平成28年度から毎年度当初予算に盛り込み、福祉後見サポートセンター運営費など新事業の財源として活用を図っておりますが、中長期的視点で本会の財政規模を見直し、適正化を目指す観点から、将来的な基金原資活用の規模と方向性を計画化するものです。

基金の保有限度額については、現行の財政規模として平成31年度予算想定額（多くの在宅福祉サービス事業が3月で終了するため今年度より規模は縮小となる見込みです）を根拠とし、そのおおむね1/3（※）に相当する「6,000万円」を案としています。

活用計画は、基金の現在高13,600万円と上記限度額との差額7,600万円を、平成31年度から10年間で活用していく計画案としており、各年度における活用予定は別表(案)のとおりです。

ご審議の上決議願います。

※ 市区町村社協経営指針（全社協）が示す事業安定資金の目安、社会福祉充実残額算定で控除対象となる「運転資金」の考え方（厚生労働省）を参考に算出

平成31年 1 月15日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

平成31年 1 月15日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成30年度 第3回 理事会

福祉活動基金取崩と活用計画(案)

年 度	年間事業活動 支出総額	基金の残高	基金 割合	取り崩し額 (案)	取崩・活用額内訳(限度額。案)	
					(1) 事業費 (内 訳)	(2) 固定資産
2015年度	249,164,945	142,000,000	57.0%	0		
2016年度	246,104,979	140,000,000	56.9%	2,000,000	2,000,000 (後見センター、ボラ助成)	
2017年度	245,509,297	138,000,000	56.2%	2,000,000	2,000,000 (後見センター、ボラ助成)	
2018年度	252,044,000	136,000,000	54.0%	2,000,000	2,000,000 (ボラ助成、感謝会等)	
2019年度	205,040,000	126,000,000	61.5%	10,000,000	9,000,000 (後見センター、ボラ助成、感謝会、レンタカー助成)	1,000,000
2020年度	205,040,000	116,000,000	56.6%	10,000,000	9,000,000 (後見センター、ボラ助成、感謝会、レンタカー助成)	1,000,000
2021年度	205,040,000	106,000,000	51.7%	10,000,000	9,000,000 (後見センター、ボラ助成、感謝会、レンタカー助成)	1,000,000
2022年度	205,040,000	98,000,000	47.8%	8,000,000	8,000,000 (後見センター、ボラ助成、新事業や事業充実のために)	
2023年度	205,040,000	90,000,000	43.9%	8,000,000	"	
2024年度	205,040,000	84,000,000	41.0%	6,000,000	"	
2025年度	205,040,000	78,000,000	38.0%	6,000,000	"	
2026年度	205,040,000	72,000,000	35.1%	6,000,000	"	
2027年度	205,040,000	66,000,000	32.2%	6,000,000	"	
2028年度	205,040,000	60,000,000	29.3%	6,000,000	"	
		取り崩し額の累計		82,000,000	79,000,000	3,000,000
		(うち2019年度以降の10年間で)		76,000,000	73,000,000	3,000,000

取崩額(案)はあくまでも各年度における限度額であり、必要な額を各年度の当初予算に計上します。

福祉活動基金

設置要項第7条

〔基金の処分の制限〕

この基金の処分は、次の各号に掲げる場合に限り、理事会、評議員会の議決を得てその一部を処分することができる。

(1) 本会が実施する開拓的事业、または新規事業のための基本的財源にあてるとき

(2) 本会が固定資産を取得または修繕するための財源にあてるとき

(3) 前1、2号のほか、住民の福祉増進のため必要やむを得ない理由があるとき

議案第4号

平成30年度第2回評議員会の招集について

<提案理由>

定款第14条の規程に基づき、平成30年度第2回評議員会を、以下のとおり招集することについて、審議の上決議願います。

1. 会議名称 平成30年度第2回評議員会
2. 予定時期 平成31年3月中旬から下旬
※評議員会の前に、平成30年度第4回理事会を開催します。
3. 予定場所 神栖市保健・福社会館
4. 予定案件 議案第1号 平成31年度 神栖市社会福祉協議会事業計画（案）
議案第2号 平成31年度 社会福祉事業区分 収支予算（案）
議案第3号 平成31年度 公益事業区分 収支予算（案）
※議案を追加する場合は第4回理事会でお諮りします。
5. 招集予定 評議員40名

平成31年 1 月15日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

平成31年 1 月15日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成30年度 第3回 理事会

議案第5号

福祉車両の譲渡について

<提案理由>

指定管理者が平成30年度をもって交替することにより、本会が保有するリフト付車両2台について、後任の指定管理者が引き続き使用できるよう、神栖市へ譲渡することについてお諮りするものです。

対象となる車両は以下の通りです。ご審議の上決議願います。

<譲渡対象車両（いずれも福祉作業所きぼうの家で使用）>

- トヨタハイエース（リフト付車両。平成22年2月 日本財団より寄贈）
- 日産キャラバン（リフト付車両。平成17年3月 本会で購入）

平成31年 1 月15日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

平成31年 1 月15日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成30年度 第3回 理事会